

あな

No.192

- 大** いなる使命感に燃え
- 崎** 先(未来)を見据えた情報を発信し
- 法** 人として税の知識を深め
- 人** 材の育成と豊かな社会の創造に貢献し
- 会** 活動を通して地域企業の健全な経営と発展を応援する団体です

第8回税に関する絵はがきコンクール

応募作品
VOL.2



小牛田小学校
信夫叶 愛



小牛田小学校
大黒 恵



中俣小学校
遊佐大 翼



中俣小学校
目黒 こなつ



小牛田小学校
伊勢 夢生



小牛田小学校
村松 真幸



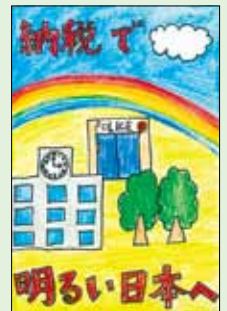
小牛田小学校
菅原 右喬



小牛田小学校
細川 和香



小牛田小学校
佐々木 桃子



小牛田小学校
向井 颯真



小牛田小学校
沖本 秀太



岩出山小学校
森 啓輔



中俣小学校
大平 菜央



不動堂小学校
小野 梓



不動堂小学校
佐々木 京華



小牛田小学校
中山 心暖



中俣小学校
栗野 姫子



不動堂小学校
大場 さくら



不動堂小学校
三ヶ山 葉奈



小牛田小学校
佐々木 愛海

5月26日『ヒット商品に学ぶ知的戦略“ヒット商品の裏舞台”』を社員総会で講演！

インスタントラーメンは、世界に誇る「メイド・イン・ジャパンの技術」として、戦後の大発明ともいわれています。その発展の歴史を理解し、そこから知的財産経営の重要性と戦略論について学ぶことは、大きな知恵となり新たな創造へとつながっていきます。

全国各地で、これから知財活動を始めると中小企業、すでに積極的に知財活動を行っている中小企業の経営者、知財担当者、大学・高校生や弁理士会・発明協会・経済産業省・各県の商工会議所技術振興協会等を対象に、即席めん業界に40年近くにわたって関わってきた経験を通して、即席めん業界の歴史や実例を交えながら「ヒット商品の舞台裏」についてわかりやすく解説します。多くの皆様のご参加をお待ちしております。



加藤 正樹 氏

【日時】平成28年5月26日（木）午後2時～3時30分

【場所】芙蓉閣（古川駅前大通り） TEL23-0550

【講師】日清食品ホールディングス(株)

元知的財産部長 加藤 正樹 氏

【問い】公益社団法人大崎法人会 TEL0229-23-5859

※詳しくは、折込チラシやWebをご参照下さい。

昭和51年大阪大学工学部卒業 昭和51年日清食品株式会社研究所商品企画課

平成元年日清食品法務課で主に知的財産を担当以降、知的財産部長として知的財産を統括

平成25年日清食品株式会社退職

福祉施設に電動ポンプを寄贈

日 時：平成28年3月23日（水）

場 所：石巻市 石巻祥心会かなん

内 容：
電動ポンプの寄贈
担 当：
社会貢献委員会



女性部会未使用タオルを寄贈

日 時：平成28年3月17日（木）

場 所：大崎市社会福祉協議会

内 容：未使用タオルの寄贈 376枚
担 当：女性部会



新入社員が2日間内容の濃い研修で学ぶ

日時：平成28年3月25日(金)
場所：古川商工会議所会館研修室
内容：新入社員電話対応マナー研修



講師：
株ウイングテン
取締役キャリアコンサルタント
藤原 みよ氏
担当：研修委員会



日時：平成28年3月24日(木)・25日(金)
場所：古川商工会議所会館研修室
内容：新入社員セミナー



講師：
経営コンサルティング
波多野事務所
代表 波多野卓司氏
担当：研修委員会



法人決算説明会で決算の要点を学ぶ

日時：平成28年4月13日(水)
場所：大崎合同庁舎 1階大会議室

内容：
法人決算説明会
担当：研修委員会



福島で女性フォーラム開催

日時：平成28年4月14日(木)
場所：郡山市ビックパレットふくしま
内容：全国法人会女性部会フォーラム
担当：女性部会



新しく会社で働く
君たちが輝くために

新入社員



社会人のストレスナンバーワンは、人間関係と言われています。どんな仕事をするか、どの程度の仕事量か、ということよりもストレス度が高いのです。

働くことに対する心構えと、職場での周りの方々と、どう接したら良い関係づくりができるかについてお伝えします。

まず、働くということと学生と社会人の違いから考えてみましょう。大きく3つの観点でご紹介します。

①責任について

何か事件や事故を起こした場合、責任は個人だけでなく会社も負います。会社や組織の看板を背負って仕

事をしていることを忘れてはいけません。

最近では、社内情報を簡単にSNSなどに投稿してしまうような情報漏えい事例も増えています。扱う情報についても、学生時代とは格段に違うということを確認しましょう。

②人間関係について

ビジネスの場面では、付き合う人の年齢の幅が学生時代より広くなります。

また、上下関係など立場の違いもあります。学生時代のようフラットな付き合い方では相手を不快にさせてしまう可能性もあるので、ビジネスマナーを身につけて相手への敬意や思い

やりを正しく表現し、良い人間関係を築く必要があるのです。

また、人間ですから、価値観や考え方が違って苦手だと感じる人もいます。

それでも、良い関係を築くためのコミュニケーション力が求められます。

③生活態度について

学生は学費というお金を払って学びを提供してもらいますが、社会人はお給料をもらって、商品やサービスを提供する側になります。

そこで、時間管理、コスト意識、敬意を伝える表現、チームワークなど、社会人としてふさわしい考え方や行動が求められます。

また、学生時代は教えてもらって当たり前だったことが、社会人になるとわからなくなることは自分で学ぶ、指導を仰ぐという行動が必要で

受け身ではなく、能動的に行動することも大事なことです。

新入社員への職場からの期待

どうして今の会社に採用されたのか、考えてみてください。学生時代に培った知識やスキルを評価された人もいます。

しかし、それだけでは不足です。面接時に、志望動機として「この会社で働きたい」という熱意ややる気を伝えたのではないのでしょうか。

その思いを受け、一緒に

助け合い励ましあいながら成長していける仲間だと期待されていることを忘れてはいけません。

だからこそ、熱意ややる気を周囲にきちんと伝える表現力が必要です。

加えて、明るさや爽やかさ、謙虚な姿勢、固定概念に縛られていない考え方も、新入社員は期待されています。

君たちが心得ておくべきこと

まず、自分が配属された職場で果たすべき役割とは何かを理解しておきましょう。

自分は何をする人間か、という軸があれば、今後の行動で迷ったときでも大きくはずれれることはありません。ただし、ここで言う「何をやる人間か」は、作業内容を言っているのではありません。

こんな話があります。……旅人がある町にきて

休んでいました。すると、石を運んでいる職人たちが目の前を通っていきます。

そこで旅人は「あなたは何をしているのですか」と尋ねると、「見ればわかるだろう。私は石を運んでいるんだ。生活のために、毎日毎日重い石を運んで積み上げるのが仕事なんだ。」と、あからさまに嫌々やっているという態度で苦い表情で答えた。

旅人は、別の職人にも同

じ質問をした。「あなたは
何をしていますのですか」。
すると、「私は教会の壁を
造っているんだ」と答えた。
さらに、旅人は別の職人
にも同じ質問をした。「あ
なたは何をしていますのです
か」。すると、「私はこの
町の人々の安らぎの場とな
る素晴らしい教会を造って
いるのです。」と、目を輝
かせて答えた……

いかがでしょうか。

同じ仕事をしていても、
自分は何をしているのかの
捉え方によって、その仕事
に自分なりの存在意義の感
じ方が変わることがわかる
でしょう。

新入社員のうちは、やり
がいを感じられる仕事や大
きなプロジェクトなどは任
されることは、まずないと
いつていいでしょう。

ファイル整理やデータ入
力、書類の受け渡しなど、
いわゆる「雑務」と思われ
る類のことが、ほとんどで
す。

そのときに、「いつまで

こんな雑務ばかりさせられ
るのだろう。こんなことを
するためにこの会社に入っ
たわけではないのに……」と
思いながらいい加減な気持
ができるようになるだろう
か」など与えられた仕事一
つひとつから学びを得て、
ちで取り組むか、「今はい
ろいろなことを覚える時期
だ。この資料はどう整理し
たら探しやすいかなだろう
か。どうやったら早く入力

創意工夫を加えていくかで、
成長は大きく変わります。
雑務一つでも、その先に
仕事がつながっています。
そのつながりを感じなが
ら、丁寧に仕事をこなして
いく姿は、必ず先輩や上司
は見ています。
そういった一つひとつの
積み重ねが、「〇〇さんな
ら大丈夫」という信頼感や
安心感として伝わることや、
自分の成長となるのです。

職場風土をよくする コミュニケーションの取り方

職場に早く馴染み、周囲
の方々と良い関係づくりを
したいと思ったら、まずは
次の4つのことを実行して
ください。

① 挨拶

挨拶をするなど当たり前
と思われるかもしれませんが、
が、案外、自分から積極的
に、感じの良い挨拶ができ
る人は少ないものです。

「知っている人にはする」
では、足りません。同じ会
社の人だとわかったら、廊

創意工夫を加えていくかで、
成長は大きく変わります。
雑務一つでも、その先に
仕事がつながっています。
そのつながりを感じなが
ら、丁寧に仕事をこなして
いく姿は、必ず先輩や上司
は見ています。
そういった一つひとつの
積み重ねが、「〇〇さんな
ら大丈夫」という信頼感や
安心感として伝わることや、
自分の成長となるのです。

創意工夫を加えていくかで、
成長は大きく変わります。
雑務一つでも、その先に
仕事がつながっています。
そのつながりを感じなが
ら、丁寧に仕事をこなして
いく姿は、必ず先輩や上司
は見ています。
そういった一つひとつの
積み重ねが、「〇〇さんな
ら大丈夫」という信頼感や
安心感として伝わることや、
自分の成長となるのです。

② 表情管理

「感じがいいな」、「い
つも素敵だな」と周囲に思
われる方のほとんどは、笑
顔をたたえながら、朗らか
さを周囲に伝えていきます。
仕事はいつでも楽しいわ
けではないでしょう。

③ 名前を呼ぶ

周囲の方々の名前を覚えま
しょう。
そして、接する際には名
前を会話に入れてみてくだ
さい。

人は思っている以上に、
自分の名前を呼ばれること
が嬉しいものです。「おは
ようございます」より「〇
〇さん、おはようございま
す」。

「よろしくお願いたし
ます」より「〇〇さん、よ
ろしくお願いたします」
という感じですが、
名前を覚えるのが苦手、
という言い訳は通用しませ

創意工夫を加えていくかで、
成長は大きく変わります。
雑務一つでも、その先に
仕事がつながっています。
そのつながりを感じなが
ら、丁寧に仕事をこなして
いく姿は、必ず先輩や上司
は見ています。
そういった一つひとつの
積み重ねが、「〇〇さんな
ら大丈夫」という信頼感や
安心感として伝わることや、
自分の成長となるのです。

創意工夫を加えていくかで、
成長は大きく変わります。
雑務一つでも、その先に
仕事がつながっています。
そのつながりを感じなが
ら、丁寧に仕事をこなして
いく姿は、必ず先輩や上司
は見ています。
そういった一つひとつの
積み重ねが、「〇〇さんな
ら大丈夫」という信頼感や
安心感として伝わることや、
自分の成長となるのです。



消費税法改正のお知らせ

平成 28 年 4 月
国 税 庁

平成 28 年 4 月に消費税法の一部が改正されました。主な改正内容は次のとおりです。

I 消費税の軽減税率制度の導入

平成 29 年 4 月 1 日から、消費税及び地方消費税の税率が 8% から 10% へ引き上げられ、この税率引き上げと同時に消費税の軽減税率制度が導入されます。

軽減税率制度の概要については、次のとおりです。

消費税率及び地方消費税率

平成 29 年 4 月 1 日（適用開始日）以後に行われる資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に適用される税率は次のとおりとなります。

○ 適用開始日以後に行われる資産の譲渡等のうち一定のものについては、適用開始日前の税率（以下「旧税率」といいます。）を適用する等の経過措置が講じられています（旧税率を適用する場合の経過措置の内容は最終ページをご覧ください。）。

区 分	適用開始日	現 行	平成 29 年 4 月 1 日	
			標 準 税 率	軽 減 税 率
消 費 税 率		6.3%	7.8%	6.24%
地 方 消 費 税 率		1.7% (消費税額の 17/63)	2.2% (消費税額の 22/78)	1.76% (消費税額の 22/78)
合 計		8.0%	10.0%	8.0%

軽減税率の対象となる品目

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます（※1）。
なお、外食（※2）やケータリング等は軽減税率の対象には含まれません。

※1 一体資産： おもちゃ付きのお菓子など、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているものをいいます。一体資産のうち、税抜価額が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合に限り、全体が軽減税率の対象となります。

※2 外 食： 飲食店営業等の事業を営む者が飲食に用いられる設備がある場所において行う食事の提供をいいます。

新聞 軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行するもの（定期購読契約に基づくもの）をいいます。

帳簿及び請求書等の記載と保存（区分記載請求書等保存方式）

課税事業者の方は、仕入税額控除のため、区分記載請求書等と帳簿の保存が必要となります（区分記載請求書等保存方式）。

免税事業者の方も課税事業者の方と取引する場合、区分記載請求書等の発行を求められる場合があります。

なお、区分記載請求書等保存方式においては、現行の請求書等保存方式における帳簿及び請求書等に必要とされる記載事項に加え、次の事項を記載する必要があります。

帳 簿：「軽減税率の対象品目である旨」

請求書等：「軽減税率の対象品目である旨」及び「税率ごとに合計した対価の額（税込み）」

【適用期間】

平成 29 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの期間に行われる資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に適用されます。

（参考）平成 33 年 4 月 1 日からは、税務署長の登録を受けた事業者（適格請求書発行事業者）から交付を受けた適格請求書及び帳簿の保存が仕入税額控除の要件となります。

税額計算の特例

軽減税率制度が導入される平成 29 年 4 月 1 日以降、税額計算は、原則として、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分して行うこととなりますが、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分することが困難な事業者に対し、売上税額又は仕入税額の計算の特例（簡易課税制度の適用に係る特例を含む。）があります。

軽減税率制度について、詳しくは、リーフレット「消費税の軽減税率制度が導入されます（平成 28 年 4 月）」をご覧ください（国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）からダウンロードできます。）。

～消費税軽減税率制度に関する特設サイトについて～

国税庁ホームページ内に特設サイト「消費税の軽減税率制度について」を開設しています。軽減税率制度の詳しい情報を随時掲載しますので参考にしてください。

※お問い合わせ先 古川税務署法人課税第一部門 TEL0229-22-1711

給与がアップすると法人税が軽減されるの？

～ 経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士・行政書士 野川 悟 志

リサ 社員の給与がアップすると法人税が軽減されると聞きましたが、どのような制度ですか。

サキ先生 お尋ねの制度は「所得拡大促進税制」ですね。これは、個人の所得水準の改善を通じた消費拡大などを目指して、平成25年度に創設された制度です。所定の要件をクリアする必要がありますが、給与等を増加させた場合に、増加分の10%相当額が法人税額から控除（法人税額の10%〈中小企業者は20%〉が限度）されることとなります。この給与等は、所得の計算上、損金に算入されるもので、所得税法上の給与所得に該当するものが対象となります。このため、毎月の給与のほか、賞与や残業手当、現物給与などは対象となりますが、退職金や非課税の通勤手当は対象となりません。

リサ 所得拡大促進税制の適用を受けるには、どのような要件があるのですか。

サキ先生 大きく3つの要件があります。

1つ目は、雇用者給与等支給額が基準事業年度（平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日の前日を含む事業年度）と比較し、一定割合以上増加していることです。リサさんの会社は資本金が1,000万円（中小企業者）で、事業年度は4月1日から3月31日ですから、平成29年3月期に適用を受けるのであれば平成25年3月期と比較して3%以上、平成30年3月期に適用するのであれば、同様に平成25年3月期と比較して3%以上増加している必要があります。2つ目は、雇用者給与等支給額が適用事業年度の前事業年度以上であることです。平成29年3月期に適用を受けるのであれば、給与等の支給額が平成28年3月期以上である必要があります。3つ目は、平均給与等支給額が適用事業年度の前事業年度を超えていることです。

リサ 金額的な要件は分かりましたが、雇用者とはどのような方をいうのですか。

サキ先生 雇用者とは、国内の事業所に勤務する雇用者で賃金台帳に記載された方をいいます。パートやアルバイトの方も含まれますが、役員や役員の親族などは除かれます。ただし、先ほど説明した3つ目の要件の平均給与等支給額の計算においては、雇用者に対する給与等ではなく、継続雇用者に対する給与等であることがポイントです。

リサ 継続雇用者に対する給与等とはどのようなものをいうのですか。

サキ先生 適用事業年度及びその前事業年度において給与等の支払を受けた国内雇用者に対する給与等のうち、雇用保険の加入対象となる方（高齢継続被保険者などは除く）に対する給与等をいいます。したがって、例えば、適用事業年度に新規採用した方や、その前事業年度に退職した方に支払った給与等は、平均給与等支給額の計算においては対象となりませんので注意してください。

リサ 要件によって計算の対象となる給与等が違うんですね。集計する際は気を付けないと。



法人会のビジネスガード
Business Guard Series



会員企業をサポートするAIUのリスクソリューション

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

政府労災の上乗せ補償 **アットワーク ハイパー任意労災**

病气入院の上乗せ補償 **ハイパーメディカル**(アットワーク ハイパー任意労災 メディカル特約)

企業向け第三者賠償保険 **企業賠償保険STARS(スターズ)**

火災と地震災害に備える **プロパティガード+企業地震保険**

個人情報の漏えい事故対策 **法人会の情報漏えいガード**

地域社会に貢献する **法人会の自動車保険(ビジネスガードAUTO)**

海外進出企業向けサポートプラン **WorldRisk®**

初期のご相談から賠償金対応まで。
労務・雇用トラブルを解決します! **スマートプロテクト**

AIU損害保険株式会社

URL:<http://www.aiu.co.jp>

お問合せ先

AIU保険会社仙台支店

〒980-0811 仙台市青葉区一番町1-9-1
仙台トラストタワー23階
TEL 022-726-7556
FAX 022-227-0211

この広告は保険の概要をご説明したものです。

「企業地震保険」につきましては建物の構造や建物が建築された時期および所在地等によってはお引き受けができない場合がありますのであらかじめご了承ください。

URL

www.xpress.ne.jp/~hojinkai/

E-mail

ohsakh@cocoa.ocn.ne.jp